

令和5年度第1回千葉県困難な問題を抱える女性への支援に係る
検討会議 議事要旨

- 1 日 時 令和5年9月19日（火） 午後2時～3時30分
- 2 開催方法 Web会議システム Zoom
- 3 出席者 堀委員、田尻委員、高橋委員、中村委員、神越委員、大谷委員、
渡邊委員、高塚委員（以上8名）

4 議事概要

(1) 困難な問題を抱える女性への支援について

①計画の基本的な考え方・計画策定の進め方

<事務局より説明>

資料3に基づき説明

<主な意見>

- ・ 支援調整会議は法の理念の具現化として非常に重要なものであるという認識である。
- ・ 支援調整会議について、国が定めた基本方針によると、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議のように段階を分けて実施することが考えられるが、具体的なイメージが掴めないため、第2回以降の検討会議で、誰もがイメージを掴めるような形で、支援調整会議をこの3段階とするのかも含め、検討いただきたい。

②本県における困難な問題を抱える女性をめぐる現状及び課題

③関係機関等へのヒアリング結果

<事務局より説明>

資料4及び資料5に基づき説明

<主な意見>

- ・ 困難女性支援法においては、市町村の婦人相談員の設置は努力義務とされており、県基本計画でも設置の促進についての記載は検討事項ではないか。
- ・ 資料3のスライド2の「現状と課題」において、婦人相談員の在職年数について3年未満が最も多いということだけが現状として挙げら

れているが、市町村の支援体制として、婦人相談員の配置率が低いようであれば、「現状と課題」に関わってくると考える。

- ・ 「現状と課題」には婦人保護施設に関する記載がなく、民間支援団体からのヒアリング結果においては、婦人保護施設を活用できていないとの記載もあったため、課題としてそういったものも入れていく必要がある。
- ・ 婦人相談員について、一定割合は正規職員とする目標等を決めたほうがよいと思う。
- ・ 児童相談所の退所者だけでなく、施設退所後の社会的養護の対象の女性に関しても考慮していただきたい。
- ・ 一時保護されるDV被害者には携帯電話の使用や外出等の制限があり、DV以外の困難を抱えている方が利用しづらい制度になってしまっているのではないか。DV以外で困っている女性をいかに相談に繋げていくか、困難女性支援法の下で県として確立していけるとよい。
- ・ もし資料4を県基本計画に掲載するというのであれば、電話相談の内訳も併せて掲載した方がより婦人相談所の相談事業の状況がわかると思う。
- ・ 婦人相談所が主体で児童相談所等に一時保護委託をするといったことが柔軟に推進されていくようになると、保護の際に母子の分離も少なくなってくると思う。
- ・ 資料5で、婦人保護施設の活用ができないという民間支援団体からのヒアリング結果もあったが、そもそも一時保護所を経ないと婦人保護施設への入所ができないというハードルがある。それについても国の基本方針の中で施設入所のあり方については各都道府県で検討することができるので、ぜひ施設の活用を考える上で、例えば民間シェルターから直接施設入所などという方法も含めての検討ができればよい。
- ・ 緊急に一時保護や支援が必要な者は年々多様化しており、加えて抱えている問題は一つではなく複雑化している。支援について考えるのは、一つの機関だけではなく、関係機関を巻き込んだ形での検討を必要とするケースが出てきている。

- ・ 計画立案に当たり、千葉県として何を強化するのか、オリジナリティは何かを明確に表記していただきたい。市町村は、それをもとに具体策を検討していく。
- ・ 支援の手が転居や避難で途切れることにならないように、スムーズにケース移管ができるような体制づくりを、県が主導で検討してほしい。
- ・ 地域によっては、高齢者のDV被害者対応に苦慮することがある。市の地域包括支援センターに対応依頼することがほとんどであるが、県の配偶者暴力相談支援センターとして具体的にどのような対応ができるか、検討が必要である。
- ・ 国の基本方針に記載されているように、婦人相談員(女性相談支援員)がその役割を十分に果たすことができるよう、所属からの配慮が必要であることを県基本計画に盛り込めるとよい。
- ・ 県内の中核地域生活支援センター等に対しても、若年女性への支援についての状況、課題の調査を行ってほしい。

(2) 意見交換

上記(1)のとおり。